(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項、地方独立行政法人くらて病院の業務運営等に関する規則(平成24年鞍手町規則第19号)第2条及び地方独立行政法人くらて病院定款(以下「定款」という。)第20条の規定に基づき、地方独立行政法人くらて病院(以下「法人」という。)の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により鞍手町長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(病院等の設置及び運営)

第3条 法人は、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした安全で良質な医療等を提供するとともに、地域の医療機関及び鞍手町と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、定款第17条に定める病院及び同第18条に定める介護老人保健施設を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

- 第4条 法人は、定款第19条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。
 - (1) 医療を提供すること。
 - (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
 - (3) 医療に関する研修を行うこと。
 - (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
 - (5) 健康診断等の予防医療を提供すること。
 - (6) 地域医療を補完する介護老人保健施設の運営を行うこと。
 - (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。
- 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(業務の委託)

第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率

的にその業務を遂行できると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する 委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般 競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場 合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせ り売りによることができる。

(委任)

第8条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項 については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。

附則

この業務方法書は、法人成立の日から適用する。

※ 地方独立行政法人法(一部抜粋)

(業務方法書)

- 第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の 長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。
- 3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員 会の意見を聴かなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

(中期目標)

- 第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が 達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当 該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更 したときも、同様とする。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。 以下同じ。)
 - (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - (4) 財務内容の改善に関する事項
 - (5) その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。